

## 九州情報大学ベンチャー支援センター情報ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 九州情報大学ベンチャー支援センター（以下「支援センター」という。）内の情報ネットワーク（以下「支援センター情報ネットワーク」という。）の利用は、この規程の定めるところによる。

(ネットワークの範囲)

第2条 支援センター情報ネットワークの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 支援センター内に敷設されたネットワーク
- (2) 支援センター外への接続を行うネットワーク

(利用目的)

第3条 支援センター情報ネットワークは、ベンチャー企業及び支援センターの発展に寄与することを目的として利用されなければならない。

(利用者とその責任)

第4条 支援センター情報ネットワークを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) ベンチャー支援センター入居者
- (2) その他、学長が特に認めた者

2 支援センター情報ネットワークの利用にあたり、利用者が行った情報の送受信が原因で学内・学外のネットワークシステムや利用機器などに生じた損害については、利用者が責を負う。

3 ネットワーク障害などによるデータ破損、サービス提供の遅延若しくは中断などによって、利用者が生じた損害については、本学は責を負わない。

(支援センター情報ネットワークの管理)

第5条 支援センター情報ネットワークの管理は九州情報大学情報処理室（以下、情報処理室）が行う。

- (1) 情報処理室は、支援センター情報ネットワークの利用者を把握し、学長の求めに応じてその利用状況を報告しなければならない。
- (2) 情報処理室は、職務上知り得た支援センター情報ネットワーク上の企業あるいは個人情報について、守秘義務を負う。

(利用登録及び利用設備などの変更)

第6条 支援センター情報ネットワークを利用しようとする者は、「九州情報大学ベンチャー支援センターネットワーク利用申請書」を提出し、利用許可をもらう。

2 利用者は許可なく支援センター内のネットワーク回線及びネットワーク管理機器の設定などの改変を行ってはならない。

(利用時間)

第7条 支援センター情報ネットワークの利用時間は、支援センターの利用時間に準ずる。

(利用期限)

第8条 支援センター情報ネットワークの利用期限は次のとおりとする。

- (1) 支援センター入居期間に準ずる
  - (2) その他、学長が特に認めた者については許可期間
- (禁止事項)

第9条 支援センター情報ネットワークの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 日本国の憲法及び法令並びに各条例などに抵触する行為
  - (2) その他支援センター情報ネットワークの利用目的を著しく逸する行為
  - (3) 九州情報大学の品位を著しく侵害する行為
- (利用制限)

第10条 利用者が支援センター情報ネットワーク利用規程に反したことが認められたとき、情報処理室は違反者の利用を禁止することができる。

2 利用制限等に関し必要な事項については、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。